

連合のワーカーズキャピタル 責任投資の取り組み

伊藤 彰久

日本労働組合総連合会 生活福祉局長

はじめに

連合は、「ワーカーズキャピタル責任投資」の運動に取り組んでいる。1990年代後半から、年金基金などの運用を通して企業行動や金融市場に一定の規律をもたらす国際労働運動の取り組みに参加してきたが、投資ファンドが関与する企業合併や買収が増加した。労働者自身が拠出した資金が投資ファンドを経由して、労働者の雇用や労働条件に悪影響を及ぼすことがないよう、社会的責任投資（以下「SRI」という）の重要性を認識し、取り組みを強めた。2010～2011年度の運動方針に年金基金におけるSRIの実施を盛り込んだ。各組織では一部で取り組みが進展しているものの、広範な取り組みには至っているとは言い難い。連合のワーカーズキャピタル責任投資の思想とその普及に向けた課題について論じることとしたい。

国際労働運動における SRI の取り組み

SRIの歴史は、1920年代に米国においてキリスト教会の資金運用にさかのばるとされる¹。1970年代には公民権運動や反戦運動、反アパルトヘイトなど社会運動の一環として企業に社会的責任を求める手段として活用されてきた。1990年代に入ると、米国では企業に社会的責任を求める市民の意識の広がりを背景に、運用成績とリスクマネジメントの觀

点から機関投資家が積極的にSRIに参加した。欧洲では、1990年代後半以降、政府の積極的関与により法律の整備を含めたSRIの制度化が進められていった。背景には、グローバリゼーションによる負の側面の解決、環境問題など持続可能な発展の要請が高まったことが指摘される。

国際社会では、1972年に設立された国連環境計画を金融面で実現するための金融機関等によるパートナーシップとして、「国連環境計画・金融インシアティブ」が1992年に設立されるなど、環境と持続可能性に配慮した事業に対する認識が広まっていった。1999年には「世界経済フォーラム」においてアン国連事務総長が、人権、労働、環境に関する9原則からなる企業の自主行動原則「グローバルコンパクト」を提唱。2000年にはOECDの多国籍企業行動基準に、持続的発展に向けた社会的・環境的課題に関する項目の追加が行われた。

投資ファンドによる M&A の増加と 国際労働運動の取り組み

国際労働運動では、年金や退職金の積立金は労働者の資産であり、それらが労働権に反する企業への投資や、投資ファンドを経由して雇用や労働条件に悪影響を及ぼすべきでないと考えから、1990年代から資金の運用を通じて企業行動や金融市場に一定の規律をもたらす取り組みが進められてきた。

1999年には当時のICFTUを中心に「ワーカーズキャピタル委員会」(CWC)が設置された。連合は当初から同会議に参加し、国際的な動向の把握に努めてきた。

2000年前後から企業の合併や買収などのM&Aが世界的に拡がり、投資ファンドが関与するM&Aが雇用や労働条件に深刻な影響を与えた。投資ファンデの匿名性の高さは団体交渉当事者の把握や団体交渉による解決を困難にし、運用実績や資金規模などの情報把握も困難にした。株主配当至上主義による企業行動により被買収企業の大規模なリストラが行われ、国際労働運動は危機感を強め取り組みを進めた。OECD-TUACが2007年、プライベートエクイティファンドの透明性と税に関する新たな国際的規制の制定を求める声明を発表し、ITUCや国際産別でも投資ファンドへの対応方針やガイドラインが策定された。

国連「責任投資原則」の策定

投資ファンドによる経済及び雇用労働への悪影響が広がる中、国連は2007年、ナン事務総長の下で「責任投資原則」(PRI)を策定した。「国連環境計画・金融イニシアティブ」と国連「グローバルコンパクト」の呼びかけにより、投資家のために策定された原則であり、「環境」「社会」「コーポレートガバナンス」への配慮を投資機関に求めるものである。その目的は、投資決定に環境・社会・企業統治(ESG)の課題を組み入れることで、よりよい長期的投資リターンと持続可能な市場を達成するための枠組みを提供することとされる。資産所有者、運用管理者、サービス提供者が署名できるが、法的な規制や罰則は伴わず、署名者の行動は様々なステークホルダーが監視することとなる。

連合の投資ファンド問題への対応

連合加盟組合でも2004年、経営権を得た投資

ファンドによる不当労働行為に直面した。労働争議となり、連合構成組織と地方連合会を挙げて、当該の構成組織及び労働組合を全面支援した。労働委員会での闘争を進めるとともに、関係議員による国会質問などの取り組みを展開した。争議は2005年に解決したが、政策的対応の必要性を強く認識し、企業統治や企業買収に関する規律など企業法制の整備、投資ファンドの透明性や情報開示の徹底、課税のあり方、使用者性、国際的な規制のあり方等の考え方を策定した(「ヘッジファンド、PEファンド等に関する政策的課題と対応の考え方」2007.9.13第25回中央執行委員会確認)。

そこでは、年金積立金等が一部の投資ファンドを経由して、結果として雇用を不安定にし、労働条件を劣悪にする一因となっていることを問題視した。さらに検討を進め、第16回中央執行委員会(2009.1.22)で策定した「企業法制及び投資ファンド規制に関する連合の考え方」の中で、「公的年金及び企業年金の運用主体は、企業の社会的責任を促進し、企業買収における被買収企業の労働者を保護するため、国連『責任投資原則』を踏まえ、運用方針に『環境、社会(労働)、コーポレートガバナンス』を盛り込む」とを確認した。

連合のワーカーズキャピタル責任投資の運動

連合は、構成組織、単組レベルでの実践を含む労働運動としてワーカーズキャピタル責任投資を位置づけるため、2009年10月の第11回定期大会で、「公正・公平な市場ルールを確立するため『ワーカーズキャピタル』の運用に対する労働組合の影響力を強化し、連合『社会的年金積立金運用ガイドライン』を(仮称)を策定する」ことを2010～2011年度運動方針として確認した。

これを踏まえ、企業年金、公的年金、その他の労働者による拠出金のSRIの取り組みを進めるため、同年12月に「ワーカーズキャピタルPT」を設置した。構成組織、全労済、労働金庫、労働者の立場から企業

年金等のアドバイスを行う「NPO法人金融・年金問題教育普及ネットワーク」などの参加を得て、「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を策定した（第15回中央執行委員会[2010年12月]確認）。

ガイドラインを踏まえた取り組みを普及させるため、連合本部に「ワーカーズキャピタル責任投資推進協議会」を2011年3月に設置し、構成組織や全労済、労働金庫などがSRIの動向の把握、各組織間の情報の交換や共有などを継続的に行っている。

「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」の内容

ガイドラインでは、「ワーカーズキャピタル」と「責任投資」を、「年金基金など、労働者が拠出した、ないしは労働者のために拠出された基金」、「ワーカーズキャピタルの投資判断に際し、財務的因素に加えて、『ESG（環境、社会、コーポレートガバナンス）』といった非財務的因素を考慮すること、および、株主あるいは資産所有者としての権限行使すること」と定義した。非財務的因素については、国連責任投資原則に準拠しESGに関する項目を例示列挙している。

基本理念及び労働者及び労働組合に求める行動指針は次表のとおりである。

基本理念

- ①投資判断への非財務的因素の考慮
- ②労働者（労働組合）の権利保護の考慮
- ③過度に短期的な利益追求を助長させる行動の排除
と中長期的かつ安定的な収益確保
- ④運用における透明性の確保
- ⑤経営陣との対話や株主議決権行使などの適正な株主行動の履行
- ⑥運用受託機関への責任投資の実施要請などを通じた責任投資のメインストリーム化

労働者（労働組合）の行動指針

- ①ワーカーズキャピタルの所有者としての責任と権限を認識し、運用方針の決定に参画すること
- ②事業主との対話を通じた投資手法の決定
- ③運用受託機関の選定への参画
- ④過度に短期的な利益追求を助長しないための運用の監視
- ⑤年金基金運用における中長期的な安定収益の確保を基本とした運用を求めるこ
- ⑥基本理念⑤に掲げる行動の実践または運用受託機関への株主等としての行動の要請を行うこと
- ⑦運用方針、責任投資の手法等の公表を通じた労働者（労働組合）間の連帯の確保

ガイドラインは、①労働組合だけでなく組合員を含む労働者一般が取るべき行動を指示していること、②投機マネーの暴走に加担しないよう期待収益のあり方に言及していること、③企業に求める行動規範を逸脱している企業に対し、経営陣との対話や議決権の行使を重視している点で、非常に野心的な内容となっている。

なお、投資判断に組み込む非財務的因素としてのESGについては、国際条約や雇用労働に関する基準を例示するにとどめている。投資手法についても、問題のある企業を投資対象から外すネガティブスクリーニング、評価した産業や企業を投資対象に組み入れるポジティブスクリーニング、特定の社会の改善を目的としたコミュニティ投資などの方法を例示している。また、「非財務的因素の考慮」と「中長期的かつ安定的な収益確保」の調和と合わせて、労働組合が事業主や基金との対話を通じて主体的に賢明な決定をすることを求めている。

地方公務員共済年金におけるワーカーズキャピタル責任投資の導入

ガイドライン策定の検討に参画した構成組織等の

間では、ワーカーズキャピタル責任投資の具体的取り組みも進んだ。公務員共済の長期給付（年金）の積立金運用にあたり、地方公務員共済組合連合会が「企業の社会的責任への取組みや、社会的な課題解決への関わり（主としてESG）にも着目して企業に投資し、収益を追求する」ことを決め、2010年度よりSRIを導入している。また、全国市町村職員共済組合連合会は2012年度より、国内株式パッシブ運用においてESGベンチマークを採用している。

公務員共済においてSRIの導入が実現した背景には、共済組合のガバナンス体制の特徴が揚げられる。資産の管理や積立金に関する事項を含む定款の決定を行う機関（全国市町村職員共済組合連合会では総会、地方公務員共済組合連合会では運営審議会）の構成員と役員について、地方公務員等共済組合法の規定により、職員を代表する者の参画が保障されている。自治労、日教組などから代表が参画し、ワーカーズキャピタル責任投資の導入に影響力を及ぼしたことで実現した結果である。

また、同共済のステークホルダーは専ら地方公務員であり、運用資産の対象からほぼ隔絶されているため、考慮する非財務的要素の設定において利害の錯そうが生じにくいという点も背景として考えられる。

労働者自主福祉事業におけるワーカーズキャピタル責任投資の導入

全国の労働金庫の資金運用業務等を担っている労働金庫連合会は2010年4月、「労金連のSRI（社会的責任投資）原則」を施行した。「労働者の経済的地位の向上に資すること」が労働金庫法の大目的に掲げられているとおり、勤労者に生活資金を供給する活動そのものが社会的責任の実践に他ならない。同連合会によるSRIの導入は、同連合会が「ワーカーズキャピタルPT」にオブザーバー参加していたこと、全労金による働きかけがあつたこと、さらに、社会的役割を果たす労働金庫の精神によるものということができるよう。

企業年金におけるワーカーズキャピタル責任投資の課題

企業年金の分野、また、厚生年金及び国民年金の積立金運用等を担う年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という）においては、SRIの導入は欧米に比べ著しく遅れている。

企業年金でSRIの導入が進まない理由の一つは、労働組合が企業年金に対するガバナンス機能の発揮に積極的になれないことである。ガバナンスの発揮で生ずる受託者責任に不安を感じる声が聞かれるのが現実である。多くの労働組合の執行部では、執行部の専従役員の削減などで金融の専門知識を身に着けるのは困難な状況にある。連合は、企業年金の資産運用委員会への参画などを労働組合に求めている。必ずしも専門知識をもって対話に望む必要性はないが、「NPO法人金融・年金問題教育普及ネットワーク」等の専門家の力を借りることも必要となろう。

連合のガイドライン公表以来、ファンドの組成会社や企業年金の受託会社、インデックス会社などが労働組合の意向に強い関心を示している。手軽な資産配分先となり得る「企業年金向けのSRIファンド」や指標の開発は、労働組合、金融会社双方の希望するところのようにも見える。しかし、連合のワーカーズキャピタル責任投資の取り組みは、単にSRIファンドに積立金をスイッチすればよいというものではない。何を社会における価値として認め、何を是正していくのかを各組織において問い直すことが第一歩であり、それを実現するには企業との対話が不可欠であることを忘れてはならない。

また、日本の労働組合の特徴である企業別組織の性格が、SRIの具体的な検討に影響を及ぼす可能性も考えられる。現在労働組合員数の9割は企業別労働組合に加入している²。また、企業年金をもつのは伝統的な大企業が中心である³。環境に関する非財務的要素の決定にあたり、自社の資金調達に影響

を及ぼす懸念があれば困難な議論も予想される。このような場合、社会、コーポレートガバナンスの分野からスクリーニングをしていく方法も考えられよう。

公的年金におけるワーカーズキャピタル責任投資の課題

連合は、公的年金へのワーカーズキャピタル責任投資の導入も視野に入れており、その検討を政府及びGPIFに対して求めている。一方で、積立度合の引き下げ、市場運用の縮小、元本確保の安定運用も求めている。これら連合の公的年金積立金に関する議論を踏まえ、公的年金におけるSRIの導入の課題を整理する。

厚生年金制度は労働者年金保険法を含め当初完全積立方式とされたが³、1954年の厚生年金保険法の全面改正で、保険料率の引き上げに対する労使の反対を踏まえ賦課方式に転換した⁴。高齢化の急速な進展に伴い給付が急激に増加する一方、現役労働者は賃金水準が低下し保険料負担能力は低下している。年金財政の基盤が不安定となる中で安定的な給付を続けるため、外国の積立度合を参考に積立金を保険料率の上昇抑制に活用すべきと考えている。

一方、国民年金の第1号被保険者に占める労働者の割合は常用雇用と臨時・パートを合わせ36%(2011年)を占めている⁵。同保険料の納付率は低下の一途をたどっている⁶。特にこれら労働者の保険料納付状況が自営業者や家族従業者に比べ著しく悪い⁷状況からは、日々の暮らしで精いっぱいのワーキングプアの暮らししぶりがうかがえる。現役時代の不安定雇用、低賃金が老後の低年金無年金につながる「格差の固定」は公正な社会に反するため、連合は基礎年金の全額税方式化を主張している。全額税方式となれば国民年金の積立金は不要になる。

このような公的年金制度を指向し、連合は、積立金を必要以上に保有せず、かつ、安定的な制度するために、積立度合を高齢化のピーク時で1年分程度とすることを主張してきている。また、債券運用を中心

とした元本確保、安定運用を基本とすること、若者などの自己啓発費用等被保険者に対する還元融資の創設による市場運用枠の縮小を求めていている。運用のあり方は、積立金全額を非市場性国債で運用する米国「社会保障年金」を参考にしている。米国では、市場へのインパクトの回避、市場運用による資産減少の回避、政府による民間企業への関与の回避などの理由から、市場運用が行われていない⁸。

GPIFは運用資産113兆6000億円余(2011年度末)の約9割を市場で運用⁹する、世界最大の機関投資家である。国債に切り替えていくには市場へのインパクトを抑えることが不可欠となる。そのため、ワーカーズキャピタル責任投資を導入しつつ、金融市場の安定化や企業行動の健全化を図りつつ、国債へのシフトを追求していくべきと考える。その際、いわゆる「社保庁問題」でクローズアップされた年金積立金の使途と受託者責任の範囲を含めて、法制上の対応や解釈を再整理する必要があると考える。

おわりに

企業が自然人と同じ道徳的な存在であるという考え方には、法律や規制を制定する取り組みから人々の関心をそらせてしまう。人々は企業への評価を忘れやすく、消費者や投資家の行動変容は期待できない。企業に社会的責任を求める取り組みより、民主主義という権力で法律や規制によって社会的コストを下げるべきとする考え方もある¹⁰。企業行動の変容を期待するには、私たち自身が投資家としての行動と消費者としての行動を整合させていく必要がある。東日本大震災の被災地に対するコミュニティ投資なども検討に値しよう。ワーカーズキャピタル責任投資を単なる金融会社のビジネスチャンスの創造に終わらせないよう、労働組合は社会的公正を実現していくため取り組みを続けていかなければならない。■

《注》

- 1 谷本寛治（2003）「SRI 社会的責任投資入門」日本経済新聞社。
- 2 厚生労働省「平成 24 年労働組合基礎調査報告」において企業規模「その他」を除いた労働組合員数の割合は 89.8%。
- 3 人事院（2012）「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」第 4 表で「企業年金制度がある」は 1000 人以上で 88.1%に対し 50 人以上 100 人未満は 42.8%。
- 4 吉原健二（2004）「わが国の公的年金制度 その生き立ちと歩み」中央法規。
- 5 厚生労働省「平成 23 年国民年金被保険者実態調査結果の概要」。
- 6 厚生労働省「平成 23 年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」資料 2。
- 7 厚生労働省「平成 23 年国民年金被保険者実態調査結果の概要」によると、完納者の割合は自営業者 57.3%に対し常用雇用 41.4%、臨時・パート 31.4%。
- 8 渡辺由美子（2009）「米国における公的年金の資産運用について」『年金と経済』財団法人年金ニアプラン総合研究機構。
- 9 年金積立金管理運用独立行政法人「平成 23 年度業務概況書」において平成 23 年度末資産構成割合は財投債を除いて 88.18%。
- 10 ロバート・B・ライシュ（2008）「暴走する資本主義」東洋経済新報社。

